契約情報の公表について(随意契約)

契約担当役等の氏名及びその所属	契約を締	契約の相手方の商号又は		予定価格	契約金額	落札 座	再就職の	
する本店又は支店の所在地	結した日	名称及び住所		(円)	(円)	(%)	役員の数	備考
契約担当役 渡邊靖司福岡県福岡市中央区天神4-1-37	平成23年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞が関1- 3-2	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信	3,726,230	3,726,230	100.00%	-	
契約担当役 渡邊靖司 福岡県福岡市中央区天神4-1-37	平成23年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞が関1- 3-2	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信 書の送達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約したものである。	8,996,715	8,996,715	100.00%	-	
契約担当役 渡邊靖司 福岡県福岡市中央区天神4-1-37	平成23年4月1日	株式会社第一ビルディング 東京都中央区晴海1-8-10	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所等として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。	2,129,400	2,129,400	100.00%	-	
契約担当役 渡邊靖司 福岡県福岡市中央区天神4-1-37	平成23年4月22日	株式会社新宣組 福岡県福岡市中央区警固 2-16-6		同種の他の契約 の予定価格を類 推させる恐れが あるため公表しない。	1,449,000		-	
	契約担当役 渡邊靖司 福岡県福岡市中央区天神4-1-37 契約担当役 渡邊靖司 福岡県福岡市中央区天神4-1-37 契約担当役 渡邊靖司 福岡県福岡市中央区天神4-1-37	する本店又は支店の所在地 結した日 契約担当役 渡邊靖司 福岡県福岡市中央区天神4-1-37 平成23年4月1日 契約担当役 渡邊靖司 福岡県福岡市中央区天神4-1-37 平成23年4月1日 契約担当役 渡邊靖司 福岡県福岡市中央区天神4-1-37 平成23年4月1日 契約担当役 渡邊靖司	する本店又は支店の所在地 結した日 名称及び住所 契約担当役 渡邊靖司福岡県福岡市中央区天神4-1-37 平成23年4月1日東京都千代田区霞が関1-3-2 郵便事業株式会社東京都千代田区霞が関1-3-2 平成23年4月1日東京都千代田区霞が関1-3-2 平成23年4月1日東京都千代田区霞が関1-3-2 平成23年4月1日東京都中央区下海4-1-37 平成23年4月1日東京都中央区晴海1-8-10 株式会社新宣組福岡県福岡市中央区下海4-1-27 平成23年4月22日 株式会社新宣組福岡県福岡市中央区下海4-1-27	対している。こととに生田(企画競争文はな券) 対している。こととに生田(企画競争文はな券) 対している。こととに生田(企画競争文はな券) 対している。こととに生田(企画競争文はな券) 対している。こととに生田(企画競争文はな券) 対している。こととに生田(企画競争文はな券) 対している。こととに生田(企画競争文はな券) 対している。こととに生田(企画競争文はな券) 対している。 会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信事の送達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約したものである。 対している。 会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信事の送達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約したものである。 会計規程第25条第1項 郵便法文は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信事の送達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約したものである。 会計規程第25条第1項 対したものである。 会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所等として利用し、業務を継続して実施する必要があることとに生田(企画競争文は、同社とかないため、高社と随意契約したものである。 会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所等として利用し、業務を継続して実施する必要があることとに生田(企画競争文は、同意の表達に関する法律に規定する郵便及び信事の送達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約したものである。 会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所等として利用し、業務を継続して実施する必要があることとに生田(企画競争文は、同意の表達に関する法律に規定する郵便及び信事の送達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約したものである。 会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所等として利用し、業務を継続して実施する必要があることとに生田(企画競争文は、同意の表達に関する法律に規定する郵便及び信事の送達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約したものである。 会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所等として利用し、業務を継続して実施する必要があることとに対する場所を表述されている。 会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務の言葉を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を	対象相当役 渡邊靖司 平成23年4月1日 東京都千代田区霞が関1-3-2 全計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信	## まる本店又は支店の所在地 結した日 名称及び住所 随息契約によることとじた理田(企画販事又は公募) (円) (円) (円) (円) (円) (円) (円) (円) (円) (円	対象担当役 渡邊靖司 平成23年4月1日 平成23年4月1日 平成23年4月1日 平成23年4月1日 平成23年4月1日 平成23年4月1日 平成23年4月1日 平成23年4月1日 平成23年4月1日 東京都千代田区霞が関1-3-2 日本の送達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約したものである。 3,726,230 3,726,230 100,00% 3,726,230 3,726,230 3,726,230 3,726,230 3,726,230 3,726,230 3,726,230 3,726,230 3,726,230 3,726,230 3,726,230 3,726,230 3,726,230 3,726,230 2,000% 2,000% 2,000% 2,000% 2,000% 2,000% 2,000% 2,000% 2,000% 2,129,400	する本店又は支店の所在地 結した日 名称及び住所 短息受料しよることとに理由(企画成事又は公务) (円) (円) (96) 役員の数 契約担当役 渡邊靖司 平成23年4月1日 東京都千代田区霞が関1-3-2 平成23年4月1日 東京都千代田区霞が関1-3-2 平成23年4月1日 東京都千代田区霞が関1-3-2 平成23年4月1日 東京都千代田区霞が関1-3-2 全計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信 書の送達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約したものである。 3,726,230 3,726,230 100.00% -

(注)

[、]イン 会計規程第30条の2に基づく公表である。